

米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり／為替ヘッジなし 1月7日の基準価額の下落について

◆ 1月7日の基準価額下落について

「米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり」および「米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジなし」の1月7日の基準価額は、前営業日(1月6日)比5%以上の下落となりました。

基準価額下落の背景となりました市況動向等、および今後の見通しと運用方針につきご報告致します。

◆ 基準価額下落の背景となった市況動向等

1月7日の基準価額に反映される1月6日のMLP市場は、以下の要因で下落しました。中国人民銀行による人民元中心レートの引き下げ決定などにみられるように同国経済の先行き悪化懸念を受けて投資家のリスク回避姿勢が高まったことや、米国における原油や石油製品の高水準な在庫に対する警戒感から原油価格が下落したことなどが、エネルギー関連資産であるMLP市場の下押し圧力となりました。

◆ 今後の見通しおよびファンドの運用方針

足元では、中東における地政学リスクの高まりなどを背景にエネルギー関連資産の変動幅が広がっています。しかしながら、中流事業を営む銘柄群を中心に、魅力的な増配の発表や健全なファンダメンタルズを裏付ける好決算・業績見通しが発表されており、今後こうしたファンダメンタルズが注目されキャッシュ・フローの成長性等が着目される展開となれば、反転のきっかけとなると考えています。

当ファンドにおいては引き続き、手数料収入を収益基盤とするMLP等に着目し、中でもキャッシュ・フローを見通しやすい銘柄群や高い分配成長が期待される銘柄群、天然ガス関連の銘柄群を選好する方針です。

※上記は当ファンドが投資している「USエネルギーMLPファンド」の資料を基に作成しています。

■コメントは作成時点のものであり将来予告なく変更されることがあります。

■また、将来の市場環境の変化または運用成果等を保証するものではありません。なお、市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。

■表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。

■後記の「当資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

【基準価額が前営業日比5%以上下落したファンド】

ファンド名	基準価額	前営業日比	騰落率
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジなし	5,172円	-322円	-5.86%
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	4,593円	-267円	-5.49%

※小数点第3位四捨五入

※騰落率は、収益分配金(課税前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

(ご参考)

【MLP相場】

	1月6日	1月5日	1月5日比	
			騰落幅	騰落率
Alerian MLP Total Return Index(課税前、米ドルベース)	1,060.08	1,116.17	-56.09	-5.03%

※小数点第3位四捨五入

※出所: Bloomberg

【為替相場】

	1月7日	1月6日	1月6日比	
			騰落幅	騰落率
円/米ドル	118.64	119.00	-0.36	-0.30%

※小数点第3位四捨五入

※為替レートは三菱東京UFJ銀行の対顧客レート仲値等

○「Alerian MLP Total Return Index」は、Alerianの登録商標であり、Alerianからの使用許諾に基づき使用しています。

■後記の「当資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。



米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし 〈愛称〉エネルギー・ラッシュ

追加型投信／海外／その他資産

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

【特色1】主にエネルギーや天然資源に関連するMLP*1等を主要投資対象とします。

◆各ファンドは、USエネルギーMLPファンド*2(以下、「USMLPF」ということがあります。)への投資を通じて、主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等*3に投資を行います。

各ファンドは、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*1 米国で行われている共同投資事業形態のひとつであるマスター・リミテッド・パートナーシップの略称です。

*2 USMLPFは、米ドル建のケイマン籍投資信託証券で、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが運用を行います。

ニューバーガー・バーマン・エルエルシーは、2016年1月1日付で、「USエネルギーMLPファンド」の運用業務を含む機関投資家ビジネスをニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカム・エルエルシーに譲渡しました。同時に、ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカム・エルエルシーは、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーに社名を変更いたしました。なお、運用業務・運用スキーム等について変更はございません。

*3 MLP等には、MLPの出資持分のほか、MLPと実質的に同様の経済的な特徴を有するLLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)の出資持分、MLPIに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、およびMLPに関連するその他の証券を含みます。なお、当ファンドにおいて、「MLP」とは、「MLP」および「MLPの出資持分」の両方をいいます。

また、当ファンドにおいて、「MLP」には、上記のようなLLCを含めることがあります。

※エネルギーや天然資源関連以外のMLP等にも投資を行う場合があります。

【特色2】「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の計2本のファンドで構成されています。

◆「為替ヘッジあり」は、外貨建(米ドル建)資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

◆「為替ヘッジなし」は、外貨建(米ドル建)資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングの取扱いを行う場合があります。

【スイッチング】

各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

■ファンドのしくみ

当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

【特色3】毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします

・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します

(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

◆原則として安定した分配を継続することを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

委託会社およびファンドの関係法人

■委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

■受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

■販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。
三菱UFJ国際投信株式会社
TEL 0120-759311(フリーダイヤル)
受付時間/営業日の9:00~17:00
ホームページ <http://www.am.mufg.jp/>



米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし 〈愛称〉エネルギー・ラッシュ

追加型投信／海外／その他資産

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払されると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

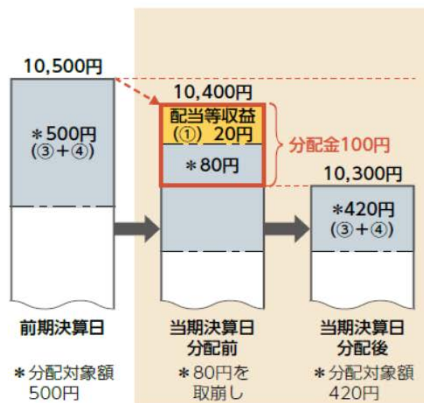
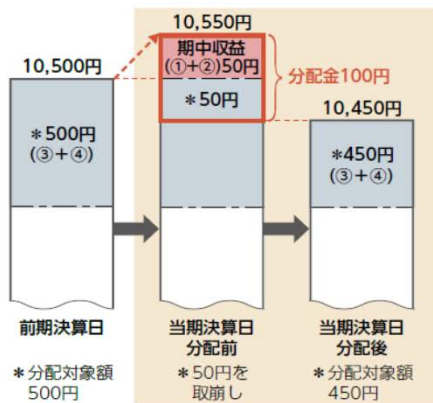


- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合(イメージ)

前期決算日から基準価額が下落した場合(イメージ)



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

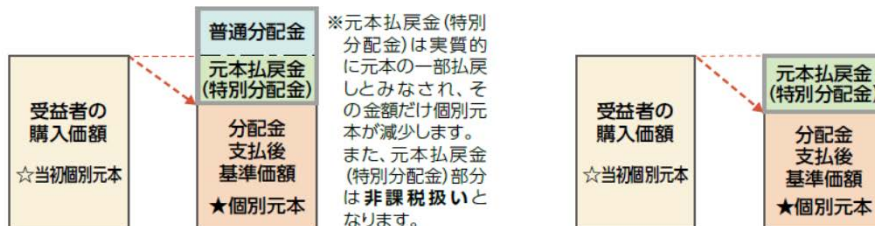
期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- ◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし 〈愛称〉エネルギー・ラッシュ

追加型投信／海外／その他資産

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、実質的に組入れているMLP等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

主な変動要因は以下の通りです。

● 価格変動リスク

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等に投資を行います。そのため、投資対象の事業から得られる収入、MLP等の市況、市場金利の変動等の影響を受けることとなり、MLP等の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

● 為替変動リスク

＜為替ヘッジあり＞

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、為替変動リスクが生じます。米ドル建資産(外国投資信託)については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

＜為替ヘッジなし＞

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、米ドルが円に対して強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となります。

● 流動性リスク

実質的な投資対象であるMLP等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向やMLP等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入れているMLP等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。一般的に、MLP等は株式等に比べ市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

● 特定の事業への集中投資リスク

当ファンドは、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等に集中的に投資を行います。そのため、エネルギーや天然資源の需給関係、技術進歩、経済的・政治的事由および戦争・テロ等の影響を受け、MLP等の価格が変動した場合には、当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

● MLP固有のリスク

- ・MLPは、一般的に収入の大部分を出資者に分配するため、内部留保される資金額が限定されます。新たな事業への投資にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。財務内容が良好でないと判断されたMLPは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
- ・MLPの経営陣等による事業の運営管理手法等が、MLPの収益力や財務内容の悪化を招きMLPの価格形成等に影響を与えることがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし 〈愛称〉エネルギー・ラッシュ

追加型投信／海外／その他資産

投資リスク

■その他の留意点

《米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて》

- ・当ファンドが投資する外国投資信託(本項において「外国投資信託」といいます。)が籍を置くケイマン諸島は、米国との間に租税条約がなく、外国投資信託の行う米国への投資による収益について軽減税率は適用されません。
 - ・米国の連邦税法上、MLPは一般的にパートナーシップとして扱われ、MLPの段階では連邦所得税が課税されず、MLPを保有する各パートナー(出資者)の段階において課税されます。なお、外国投資信託の保有するMLPが今後または過去に遡及して米国連邦税法上のパートナーシップとしてのステータスを失うことにより、外国投資信託のMLPへの投資による収益の減少をもたらす可能性があります。
 - ・外国投資信託は保有するMLPのパートナーとして、その持分に応じて、MLPの収入、損失、費用等が割り当てられ、MLPからの分配金の受取りの有無にかかわらず、課税所得となる米国実質関連所得に対して以下の税金がかかります。
 - 米国連邦所得税(米国実質関連所得に対して最大35%)
 - 州税、その他の地方税
 - 米国支店利益税(米国実質関連所得から米国連邦所得税を控除した額に対して30%)
- ※米国支店利益税の課税対象額は、外国投資信託の純資産のうち米国に投資される部分の増減によっても変動します。過去の実績においては、MLPからの収入の大部分は減価償却費等の費用や損失等で相殺され、米国実質関連所得は比較的抑えられてきました。しかしながら、米国実質関連所得は様々な理由で変動します。例えば、保有するMLPの投資活動の大幅な減速による減価償却費の減少は、米国実質関連所得の増加につながる可能性があり、この米国実質関連所得の増加は外国投資信託における支払い税額の増加と純資産の減少につながります。

- ・外国投資信託における上述の税額は、税務申告することで初めて確定します。外国投資信託では、MLPからの分配金に対して最大35%の税率で源泉徴収されますが、その後、年1回税務申告を行い税額を確定することで、既に源泉徴収されている税と適切な調整が行われます。源泉徴収された金額が確定された税額より多い場合には還付を受け、源泉徴収された金額が確定された税額より少ない場合には追加納税となります。このように、外国投資信託が税務申告を行ったうえで確定される税額は源泉徴収された金額と異なることがあるため、税額が確定した時点において外国投資信託の純資産が変動し、この結果、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ・なお、MLPからの分配金のうち、投資元本の払戻しに相当する部分については、これによって外国投資信託におけるMLPの取得原価が引下げられ、将来の譲渡益の増加につながる可能性があります。ただし、外国投資信託が保有するMLPの出資持分が当該MLP持分クラスの時価総額の5%超とならない場合には、当該MLPの出資持分の売却から発生するキャピタル・ゲインに対して課税されません。外国投資信託では、各MLP持分クラスにおける保有比率を時価総額の5%未満に抑える予定です。

※《米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて》は、2015年10月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。現地の税制が変更された場合等には、税率等が変更になることがあります。

- ◆実質的な投資対象であるMLP等に適用される法律や税制、規制が変更されたり、新たな法律や税制、規制が適用された場合には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。



米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし 〈愛称〉エネルギー・ラッシュ

追加型投信／海外／その他資産

手続・手数料等 お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込みメモ

【購入時】

- 購入単位 販売会社が定める単位
- 購入価額 購入受付日の翌営業日の基準価額

【換金時】

- 換金単位 販売会社が定める単位
- 換金価額 換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額
* 換金受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**をかけた額とします。
- 換金代金 原則として、換金受付日から起算して6営業日目から、販売会社にてお支払いします。

【申込について】

- 申込不可日 ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
- 換金制限 各ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。

【その他】

- スwitching 各ファンド間でのswitchingが可能です。
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やswitchingの取扱いを行わない場合があります。switchingを行う場合の手続・手数料等は、販売会社に確認してください。
- 信託期間 平成35年6月9日まで(平成25年6月28日設定)
- 繰上償還 当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなった場合には、当ファンドは繰上償還されます。
また、各ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、または各ファンドの受益権の口数の合計が20億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- 決算日 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。
販売会社との契約により再投資することも可能です。
- 課税関係 課税上の取扱いは株式投資信託となります。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。
くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、 上限3.24%(税込)(上限3.00%(税抜)) がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)
信託財産留保額	換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	日々の純資産総額に対して 年率1.1664%(税込)(年率1.0800%(税抜)) ※日々計上され、毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。
	投資対象とする 外国投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して 年率0.92%程度
	実質的な負担	各ファンドの純資産総額に対して 年率2.0864%程度(税込)(概算)(年率2.0000%程度(税抜)(概算)) ※各ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。
その他の費用・ 手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても各ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、 年率0.0108%(税込)(年率0.0100%(税抜)) をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 ※監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。	

※投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な信託報酬率について、信託財産に関する租税、組入れているMLP等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外国投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、税務処理に関する費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は確定していないことなどから、実質的な信託報酬率には含めておりません。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし 〈愛称〉エネルギー・ラッシュ

追加型投信／海外／その他資産

販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
大万証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第14号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○		○	○
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社千葉興業銀行 (為替ヘッジなしのみ取扱)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○		○	
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○			
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号	○			
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○		○	

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

【当資料のご利用にあたっての注意事項等】

- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。／銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 当資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。